

共同住宅における専用給水装置の共同使用に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市水道給水条例（昭和50年千葉市条例第6号）第32条第3号の規定に基づき、アパート、マンションその他の共同住宅（職員住宅、飯場、独身寮、学生寮、寄宿舍、貸間下宿等を除く。以下「共同住宅」という。）における専用給水装置の共同使用（以下「共同使用」という。）に係る使用水量の認定について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、千葉市水道給水条例において使用する用語の例による。

(共同使用の条件)

第3条 共同使用と認められる条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 共同住宅における各世帯（以下「各世帯」という。）の間の人の移動が柱、壁、床等の構造によって遮断されていること。
- (2) 各世帯において他の世帯から独立して家庭生活が営まれていること。
- (3) 各世帯に給水装置が設置されていること。
- (4) 共同住宅に入居している世帯数が2以上であること。
- (5) 共同住宅が生活の本拠であること。

(共同使用に係る届出)

第4条 共同使用に係る使用水量の認定を受けようとする者は、「専用給水装置の共同使用に関する管理人選任届」（別紙様式1）及び「共同住宅居住者名簿」（別紙様式2）を市長に提出するものとする。

(使用水量の認定)

第5条 市長は、共同使用と認められた場合の各世帯の使用水量は、等量とみなし、かつ、口径13ミリメートルのメーターで計量したものとして、当該共同住宅の使用水量を認定するものとする。

(共同使用の取扱いの特例)

第6条 専用給水装置の共同使用に関する取扱要綱（千葉県水業第667号。平成5年1月1日施行）第6条の規定は、本市における共同使用の取扱いの特例について準用する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。